

住民に対する避難指示について

〈現行法上の国、県、市町村の役割〉

- 総理大臣や市町村長は、避難指示を主体的に出す役割
 - 県は、全体を俯瞰的に見て調整する役割
- (必要により、市町村の代行も行う)

◇ 現行法における避難指示

災害対策基本法（第 60 条）

市町村長が避難指示を出すことができる。

都道府県知事は、市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときには、代わって実施しなくてはならない。

原子力災害対策特別措置法（第 15 条）

内閣総理大臣は、市町村長及び都道府県知事に対し、避難のための立退き又屋内への避難の勧告又は指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項を指示するものとする。

(市町村研究会と県実務担当WG

実効性のある避難計画について〔報告〕p15より)

※ 県の事務局素案

- 知事は、市町村長を経由して避難するよう指示する。
- 市町村長は、緊急的に必要があるときは、知事の避難指示を待たずに、住民等に避難するように指示する。

(新潟県原子力防災部会・平成 24 年 3 月 29 日)